

物 品 売 買 契 約 書

岩手県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲が乙から購入する物品の品名、銘柄、規格及び数量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|--------|
| (1) 品 名 | } | 別表のとおり |
| (2) 銘柄・規格 | | |
| (3) 数 量 | | |

第2 契約金額は、 円とする。
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

第3 物品の納入場所及び納入期限は次のとおりとする。

- | | | |
|----------|------------|-----------------|
| (1) 納入場所 | 岩手県立江刺病院 | 奥州市江刺西大通り5番23号 |
| 納入期限 | 令和8年9月18日 | |
| (2) 納入場所 | 岩手県立東和病院 | 花巻市東和町安俣6区75番地1 |
| 納入期限 | 令和8年10月16日 | |

第4 契約保証金は、 円とする。

- 2 乙は、契約保証金をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。
- 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく返還するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第4 契約保証金は、免除する。

第5 乙は、物品を持ち込んだときは、その旨を甲に通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して10日以内に、指定した検査員をして、乙の立会の上、当該物品が契約の内容に適合するかどうかを検収するものとする。

- 2 乙は、検収に立会できないときは、代理人を立会させるものとする。
- 3 物品の所有権は、検収に合格したときに乙から甲に移転するものとする。
- 4 第1項の規定による検収のために必要な費用及び前項の規定により所有権が移転する前に物品に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、当該損害について、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該損害は、甲の負担とする。

第6 乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第5の定めるところによる。

第7 甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、乙に対して代価を支払うものとする。

第8 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、乙に対

して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

第9 甲は、乙が第3に定めた納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第10 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を請求することができる。

3 第2項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

4 第2項の規定する場合において、その不適合が甲の提供した資料等の性質又は甲の与えた指示によって生じたものであるときは、甲は、その不適合を理由として再履行の請求、契約額の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 乙が第2項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第5の検収完了後1年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から1ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第5の規定により契約の目的物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第11 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 乙が、納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 乙が契約の履行について不正の行為をしたとき。

(3) その他乙又はその代理人が、この契約に違反したとき。

第12 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除の申出があったとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第13 第11又は第12の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第13 乙は、第11又は第12の規定によってこの契約を解除されたときは、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

第14 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

第15 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第16 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 岩手県

契約担当者 県立病院等事業管理者

医療局長 吉田 陽悦

乙